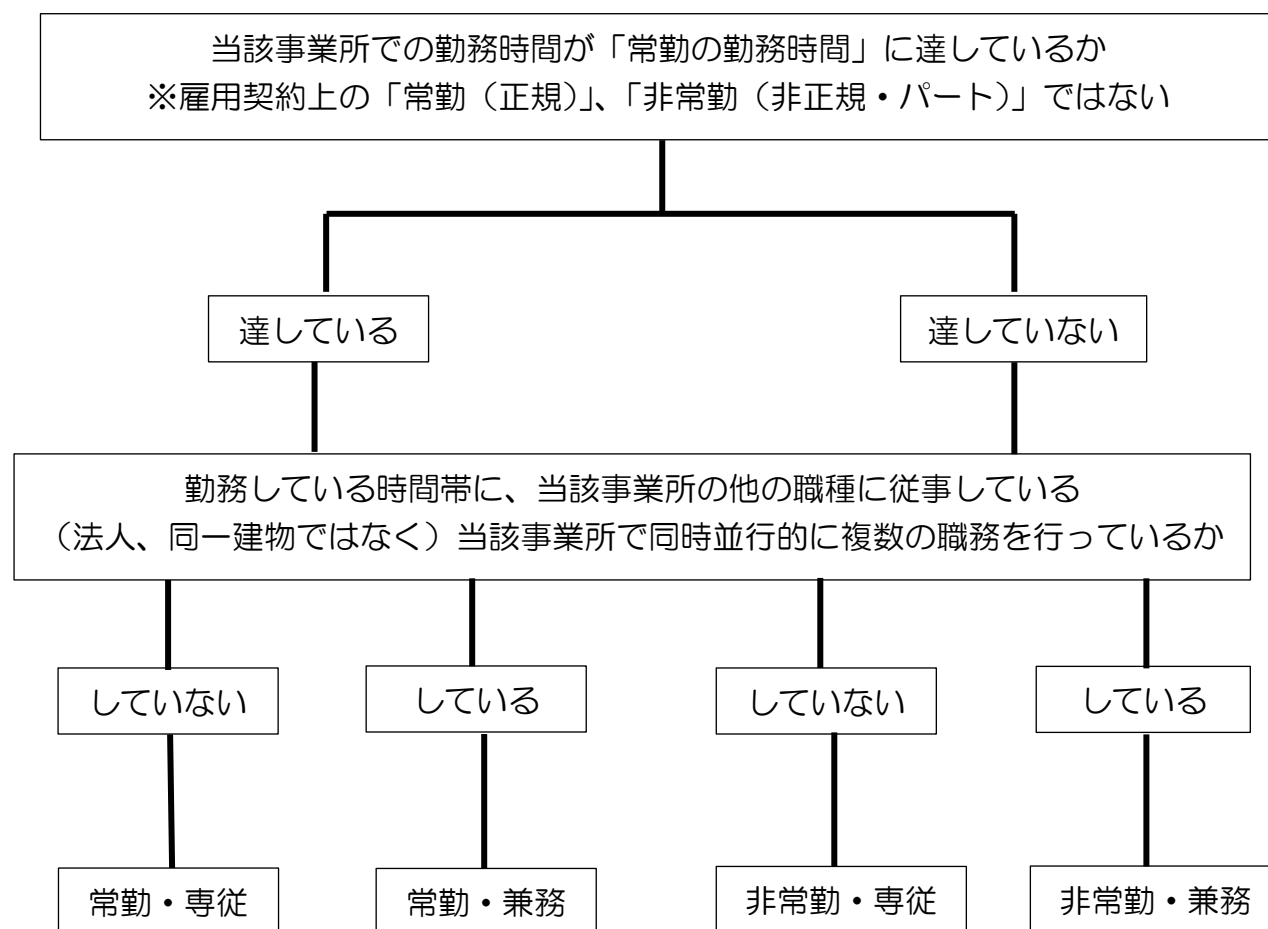


常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

4つの勤務形態の例		専従（専ら従事する・ 専ら提供に当たる）	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数」に達していること	①常勤かつ専従1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	②常勤かつ兼務1日あたり8時間（週40時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数」に達していないこと	③非常勤かつ専従1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④非常勤かつ兼務1日あたり4時間（週20時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

※事業所における通常の勤務時間が1日あたり8時間（週40時間）と定められている事業所において従事する者の例

常勤・非常勤判断フロー図



■従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について

- ・ 勤務表は月ごとに作成
- ・ 日々の勤務時間を記載
- ・ 常勤・非常勤の別、専従・兼務の勤務形態を明確にする
- ・ 勤務表は厚労省参考様式（事業種別）を御使用ください